

## 社会福祉法人神聖会旅費・報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神聖会（以下、「本法人」という。）の非常勤役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬及び旅費等について定める事を目的とする。

### (報酬)

第2条 本法人の非常勤役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬は無報酬とする。

### (費用弁償)

第3条 本法人の非常勤役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員が会議に出席した時は、費用を弁償する。

- 1 本法人が開催する理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席した時  
日額 5,000円
- 2 本法人を代表し、本法人の業務に係わる他の団体等の会議・研修等に出席した時  
日額 8,000円
- 3 施設長及び常勤職員が非常勤役員又は評議員選任・解任委員を兼務した時は費用弁償については、支給しない。

### (費用弁償の支給方法)

第4条 前条に定める費用弁償の支給は、その都度現金をもって支給する。

### (旅費)

第5条 本法人の非常勤役員及び評議員が、本法人の業務のために旅行した時は、その旅行に要した費用を次の通り支給する。

- 1 公共交通機関を利用し、迅速に目的地に到達するために必要な交通費の実費。但し、やむを得ないと認められる時を除き、グリーン料金等は支給しない。
- 2 宿泊費は、1泊18,000円までの実費。

### (旅費の支給方法)

第6条 前条に定める旅費は、その業務の終了を本法人に報告したとき、現金をもって支給する。

### (雑則)

第7条 本規程に定めるもののほか、本法人の非常勤役員及び評議員の報酬及び旅費に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

### (付則)

第8条 本規程は、平成29年 3月24日より施行する。

平成 8年 5月30日制定

平成12年 4月 1日一部改正

平成29年 3月24日一部改正